

○独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査業務に関する規程

令和4年10月24日令和4年度規程第24号

改正

令和5年3月29日令和4年度規程第93号

令和6年3月29日令和5年度規程第41号

令和7年11月7日令和7年度規程第25号

令和8年3月24日令和7年度規程第47号

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査業務に関する規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会（第3条―第9条）

第3章 相談（第10条・第11条）

第4章 調査（第12条―第19条）

第5章 その他（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第6号、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書（平成15年度規則第1号）第15条の2に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）で行うスポーツ指導における暴力行為等に関する相談及び調査業務等について必要な事項を定め、もってスポーツ界における暴力行為等の根絶を図り、スポーツを行う者の権利利益の保護及びスポーツに関する活動の公正かつ適切な実施の確保を目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「競技者」とは、オリンピック競技大会代表選手、パラリンピック競技大会代表選手、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が認定するオリンピック強化指定選手及びオリンピックネクスト強化指定選手、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）が認定するJPC強化指定選手、JOCに加盟するオリンピック競技団体が独自に指定するオリンピック競技種目の強化指定選手及びJPCに加盟するパラリンピック競技団体が独自に指定するパラリンピック競技種目の強化指定選手並びにこれらのいずれかに該当した者で、第10条の規定による相談を行った時点において、その地位・身分でなくなってから4年を経過しない者をいう。

2 この規程において「関係者」とは、競技者の親族及び知人、競技者が所属する団体、JOC、公益財団法人日本パラスポーツ協会等の当該競技者と一定の関係を有する者又は団体をいう。

3 この規程において「スポーツ指導における暴力行為等」とは、次号に掲げる事項のいずれかに該当する行為であって、競技者のスポーツ指導に関連して、指導者、当該競技者が所属する団体の役職員その他当該指導に関わる者により行われるものをいう。

- (1) 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為
 - (2) 前号に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導
- 4 この規程において「書面」とは、紙を媒体とするものに限らず、電磁的記録等後の参照の用に供しうる情報を残す通信手段によるものも含むものとする。

第2章 スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会
(設置、権限等)

第3条 センターに、スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、スポーツ指導における暴力行為等に関する相談及び調査の実施、スポーツ指導における暴力行為等の防止に関する調査研究及び普及啓発、これらに附随する事項その他この規程によりその権限に属せられた事項を処理する。
- 3 委員会は、独立してその職権を行う。
- 4 委員会は、本規程に定める業務を適切に遂行するため、利益相反管理に関する取決めを別に定める。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員の委嘱等)

第5条 委員は、第3条第2項に規定する事項に関し、高い専門性又は経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 前項に掲げる者のほか、必要と認められる場合には、委員を委嘱することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。
- 5 理事長は、その委嘱に係る委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、委員会の意見を踏まえ、その委員を解嘱することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、4年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(特別委員)

第7条 委員会が行う相談又は調査業務に参加させるため、委員会に、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員の任期は、2年以内とする。
- 3 特別委員は、委員長承認を得て、委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

- 4 第5条第1項から第5項まで、第6条第2項の規定は、特別委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。
- 5 特別委員の委嘱は、委員会の意見を聴いた上で行う。

(委員長)

第8条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員（以下「委員長代理者」という。）が、その職務を代理する。

(会議及び議決)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 前項の場合において、委員長が必要と認めるときは、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるものをいう。）を利用した会議を開くことができる。
- 3 委員会は、委員長又は委員長代理者が出席し、かつ、現に在任する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長（委員長が欠席の場合は委員長代理者）の決するところによる。
- 5 前二項の規定にかかわらず、状況に照らし緊急な対応を要すると委員長が判断する場合においては、委員長の提案に対し、委員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなすことができる。
- 6 委員長は、必要に応じてセンター役職員以外の学識経験者又は専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第3章 相談

(相談の受付)

第10条 競技者又は関係者は、委員会に対し、スポーツ指導における暴力行為等に関する相談を行うことができる。

(相談員)

第11条 委員会は、相談業務を統括管理させるため、委員のうちから、統括相談員を選任することができる。

- 2 前条に規定する相談が委員会に対してあったときには、委員会は、1人又は2人以上の相談員により、相談に応じるものとし、委員長（前項の規定に基づき統括相談員が選任されている場合は、統括相談員。以下この条（次項を除く。）において同じ。）は、委員（委員長を除く。以下この条において同じ。）又は特別委員のうちから事案ごとに相談員を指名する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認める場合は、委員又は特別委員以外の者から相談員を指名することができる。
- 4 相談員は、調査員を兼ねることを妨げない。
- 5 委員長は、相談員を指名するに当たっては、当該相談内容及びその者の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、その構成について適正を確保するように配慮しなければならない。
- 6 委員長は、必要に応じ、相談員に対し、指示を行うことができる。
- 7 相談員は、相談状況及び相談結果を、委員長及び委員会に報告するものとする。

第4章 調査

(調査の開始)

第12条 相談員は、相談者（第10条の規定に基づき、委員会に対して相談を行う者をいう。以下同じ。）からの申立てに基づき、委員会に対し、調査の要請を行うことができる。この場合、相談者が行うことができる申立ては、第10条の規定による相談を行った時点から、4年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為等に関するものに限る。

- 2 相談者は、前項の規定に基づく調査の申立てを行ったにもかかわらず、相談員が、正当な事由なく、委員会に対し、調査の要請を行わない場合には、委員会に対し、必要な措置をとるよう求めることができる。
- 3 委員会は、前項の規定に基づく相談者からの求めがあったときは、正当な事由がある場合を除き、速やかに、予備調査、新たな相談員の指名等必要な措置をとらなければならない。
- 4 委員会は、スポーツ指導における暴力行為等により、競技の継続に重大な影響を与えるおそれがある又はあったと思料される競技者（以下「被害者」という。）がいる場合、第1項の規定に基づく調査の要請に基づき、又は、自ら調査を行うことができる。この場合において、委員会は、事前に被害者の同意を得なければならない。
- 5 委員会又は相談員は、第1項の規定に基づく調査の要請があったにもかかわらず、調査を行わないことを決定した場合、調査の申立人に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨及び理由を通知しなければならない。
- 6 委員会は、調査を行うにあたり、委員会が必要と認める者又は団体に対し、調査に協力するよう求めることができる。

(調査員)

第13条 委員会は、第12条第1項に規定される申立てに基づき調査を行うとき、又は同条第4項に基づき自ら調査を行うときには、委員（委員長を除く。以下この条において同じ。）又は特別委員のうちから事案ごとに1人又は2人以上の調査員を指名する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認める場合は、委員又は特別委員以外の者から調査員を指名することができる。
- 3 調査員は、相談員を兼ねることを妨げない。
- 4 委員会は、調査員を指名するに当たっては、当該事案内容及びその者の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、その構成について適正を確保するように配慮しなければならない。
- 5 調査員は、中立かつ専門的な立場において当該事案の事実関係の調査を行い、その結果又は進捗状況を、委員会に報告するものとする。
- 6 委員会は、調査結果を、調査の申立人及び被害者に報告する。
- 7 委員会は、事前に被害者の同意を得て、委員会が必要と認める者又は団体に、調査結果を報告することができる。
- 8 委員会は、必要に応じて、調査の進捗状況を、調査の申立人又は被害者に報告することができる。

(調査の中止及び打切り等)

第14条 委員会は、調査事案について、これと関連する訴訟が裁判所に係属しているとき、事案に係る者の所在不明その他調査を行うことについて著しい障害があるとき、その他諸般の事情により調査を続行することが相当でないと認めるときは、中止の決定をすることができる。

- 2 委員会は、前項の決定をした調査事案について、中止の事由がなくなったときは、再起す

ることができる。

- 3 委員会は、調査事案について、調査の申立人又は被害者から打切りの意思表示があった場合その他諸般の事情により調査を終結することを相当と認める場合は、打切りの決定をすることができる。
- 4 委員会は、調査事案について、第1項の規定により中止の決定をした後、その中止の事由が相当期間継続している場合において、再起して事件の調査を行っても事実関係の解明が困難であると認めるときは、打切りの決定をすることができる。

(勧告等)

第15条 委員会は、スポーツを行う者の権利利益の保護及びスポーツに関するあらゆる活動の公正かつ適切な実施等のために特に必要と認められる場合には、委員会が必要と認める者又は団体に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 委員会は、前項の勧告を受けた者又は団体が、正当な事由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構その他適当な者又は団体に対し、必要な措置を求めることができる。
- 3 委員会は、委員会が必要と認める者又は団体に対し、スポーツ指導における暴力行為等に関する必要な助言を行うことができる。

(守秘義務)

第16条 委員、特別委員、相談員、調査員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 何人も、委員会へ相談を行ったこと、相談員へ調査の申立てを行ったこと、委員会が行う調査へ協力したこと、これらの行為を行った者と一定の関係を有すること、委員会が調査を行ったこと等を理由として、一切の不利益取扱いを行ってはならない。

- 2 委員会は、前項に規定する不利益取扱いが行われないうその防止に努めなければならない。
- 3 委員会は、第1項に規定する不利益取扱いを受けた者が存在すると認められる場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構その他適当な者又は団体に、必要な措置を求めることができる。

(調査結果等の公表)

第18条 委員会は、スポーツを行う者の権利利益の保護及びスポーツに関するあらゆる活動の公正かつ適切な実施等のために特に必要と認められる場合には、被害者の同意を得て、調査結果又はその進捗状況、勧告の内容、及び不利益取扱いの内容を公表することができる。

(料金及び費用)

第19条 委員会は、相談及び調査に係る費用の一部又は全部を、競技者又は関係者に求めることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、費用及び料金について必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で、理事長が別に定める。

第5章 その他

(雑則)

第20条 この規程の改正又は廃止は、委員会の意見を聴いた上で、理事長が行うものとする。

- 2 この規程に規定するもののほか、スポーツ指導における暴力行為等に関する相談及び調査業務の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年11月1日から施行する。
(スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会がした行為に関する経過措置)
- 2 この規程の施行の日前に、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査業務に関する規則を廃止する規則（令和4年度規則第6号）により廃止された独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査業務に関する規則（平成25年度規則第10号。以下「旧規則」という。）におけるスポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会（以下「旧規則委員会」という。）、委員長、委員、特別委員、相談員又は調査員が行った旧規則に基づく一切の行為については、この規程におけるスポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会（以下「規程委員会」という。）、委員長若しくは委員、特別委員、相談員又は調査員が行うこの規程における相当規定に基づく行為とみなす。
(委員長若しくは委員、特別委員の委嘱に関する経過措置)
- 3 この規程の施行の際、現に旧規則に基づき任ぜられている旧規則委員会の委員長若しくは委員又は特別委員である者は、この規程により規程委員会の委員長若しくは委員又は特別委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる委員長若しくは委員又は特別委員の任期にあつては、この規程の施行の日における旧規則委員会の委員長若しくは委員又は特別委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。
(相談員又は調査員の指名に関する経過措置)
- 4 この規程の施行の際、現に旧規則第12条第3項若しくは第4項により指名されている相談員又は同第14条第2項若しくは第3項により指名されている調査員である者は、旧規則においてそれぞれ受け付け、又は調査した事案について相談員にあつてはこの規程第11条第2項又は第3項、調査員にあつてはこの規程第13条第1項又は第2項により当該事案に係る相談員又は調査員として指名されたものとみなす。
(役員会が決定した相談及び調査に係る費用及び料金に関する事項並びに理事長が決定したスポーツ指導における暴力行為等に関する相談及び調査業務の実施に必要な事項に関する経過措置)
- 5 この規程の施行の前に、旧規則第19条の規定により決定した相談及び調査に係る費用及び料金に関する事項並びに旧規則第20条の規定により理事長が決定したスポーツ指導における暴力行為等に関する相談及び調査業務の実施に必要な事項については、理事長がこの規程の相当規定に基づき決定した事項とみなす。

附 則（令和5年3月29日令和4年度規程第93号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日令和5年度規程第41号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年11月7日令和7年度規程第25号）

この規程は、令和7年11月7日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査業務に関する規程第5条第3項第3号の規定は、令和7年6月1日から適用する。

附 則（令和8年3月24日令和7年度規程第47号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。